

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月からはB所在の会社C本部（以下「事業場」という。）において事務職として就労していた。

2 請求人は、平成〇年〇月、Dクリニックに受診し、「睡眠相後退症、うつ病」と診断され、また、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し「身体表現性障害」と診断され、平成〇年〇月〇日まで加療を受け、さらに、平成〇年〇月〇日から、再度同病院に受診し加療を受け、以降、欠勤、休職を繰り返した。

請求人によると、平成〇年〇月頃、派遣社員から嫌がらせを受けたこと、同年〇月〇日、産業医から暴言を受けたこと及びその後、事業場側が不誠実な態度であったことにより精神的苦痛を被ったことが要因となり、同年〇月又は〇月頃に新たな精神障害を発病し、平成〇年〇月〇日から休職を余儀なくされたものであるという。

3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期等について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、各医学的見解及び各医学的資料等を踏まえた上で、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F3 気分（感情）障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、病状は寛解せず推移したものであり、また、自然経過を超えて著しく悪化したとも認められないと述べている。当審査会としても、請求人の症状とその経過等を照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日に主治医から「双極性障害躁状態」と診断されたことを根拠として、平成〇年〇月又は〇月頃、本件疾病とは別に新たな精神障害を発病したものであると主張しているが、専門部会の意見は、これら主治医の医学的見解等を加味した上で判断されたものであり、請求人の主張を採用することはできない。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について、決定書理由に説示するとおり、請求人は当該期間における出来事を主

張しておらず、当審査会としても、評価すべき出来事は見当たらないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

- (4) なお、請求人は、平成〇年〇月ないし〇月頃の発病を前提として、業務による心理的負荷に該当する出来事として、①平成〇年〇月頃、派遣社員から嫌がらせを受けたこと、②同年〇月〇日、産業医から暴言を受けたこと、③事業場側が上記①及び②の出来事について、不誠実な態度であったことなどを主張しているが、発病時期は上記のとおりであることから、これらの主張は認められず、また、仮に本件疾病が請求人主張の時期に悪化したと想定しても、請求人主張の出来事は、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当するものではなく、業務上の疾病とは認められないものである。
- (5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。